

いじめの重大事態に係る調査報告書の概要

1 当該学校

江別市立小学校

2 関係児童

関係児童	備考
当該児童	5年生 本事案の被害児童
児童A	5年生
児童B	5年生
児童C	2年生

3 当該児童の状況

当該児童は、小学校1、2年生時に市外の小学校、3年生時に同じ市の別の小学校に通っていたが、いずれもいじめや学校への不信があり、小学校4年生時に当該学校に転入学した。

当初、当該児童は、同じ学級に在籍していた児童Aとよく遊ぶようになった。4年生の冬休み頃、下校後に児童Aの自宅近くで、児童A及び児童Cと雪遊びなどをしていた。この頃、当該児童は、当該児童の母に対し、いじめられている旨を伝えた。

その後、5年生時の令和4年5月11日、公園で発生した出来事により、当該児童は頸部打撲、背部打撲、両上腕部打撲の傷害を負った。その後、5月20日を最後に登校しない状況が続き、保護者転居のため市外の小学校へ転校した。

4 いじめの重大事態に係る事実関係の調査について

令和4年6月24日、当該学校は、江別市教育委員会教育長に対し、いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号に該当する重大事態が発生した旨を報告した。

本事案は、当該児童の保護者が当該学校の対応に不信感を抱いていたことから、調査主体を学校ではなく江別市教育委員会とし、第三者委員会である江別市いじめ防止対策審議会に対し、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する調査について諮問した。

審議会は諮問を受け、下記のとおり当該児童及びその保護者並びに関係教職員等に対する聴き取り調査を実施するとともに、審議会での審議を経て調査報告書をまとめ、教育委員会へ答申した。

なお、審議会における調査に関する事項については、公開することにより個人の権利利益を害するおそれがあることから、江別市情報公開条例第18条に基づき非公開とした。

(1) 江別市いじめ防止対策審議会委員

区 分	所属団体	委員氏名	備 考
学識経験者	北翔大学	山谷 敬三郎	会長
医師	江別医師会	宮本 環	
人権擁護委員	札幌人権擁護委員協議会	龍本 英世	
弁護士	札幌弁護士会	船山 暁子	副会長
臨床心理士	北海道臨床心理士会	大宮 秀淑	

(2) 聴き取り調査の経過

聴取対象者	実施年月日
当該児童の母及び祖母	令和4年8月9日
児童A、B、C及びその保護者	令和4年9月14日
教頭、教諭A（当該児童及び児童Aの担任）	令和4年11月10日
校長、主幹教諭	令和4年11月11日
教諭B（児童Bの担任）、教諭C（教諭A、Bと同年団の担任）、教諭D（児童Cの担任）	令和4年11月24日
スクールソーシャルワーカー	令和5年1月24日

(3) 審議会の開催状況

審議会名	開催年月日
令和4年度第1回江別市いじめ防止対策審議会	令和4年7月7日
令和4年度第2回江別市いじめ防止対策審議会	令和4年8月31日
令和4年度第3回江別市いじめ防止対策審議会	令和4年10月26日
令和4年度第4回江別市いじめ防止対策審議会	令和4年12月22日
令和4年度第5回江別市いじめ防止対策審議会	令和5年3月7日
令和5年度第1回江別市いじめ防止対策審議会	令和5年5月10日
令和5年度第2回江別市いじめ防止対策審議会	令和5年7月3日
令和5年度第3回江別市いじめ防止対策審議会	令和5年7月20日

5 当該児童保護者からの申立内容

項 目	内 容
4年生の頃のいじめ	①児童Aが、当該児童に対し、「雪の中に石を入れて投げてきた」、「顔を殴られて頬が青くなった」等、冬休み頃から徐々に暴力を振るうようになった。 ②当該児童が、春休みに公園でスケボーに乗っていたところ、児童Aに進行方向をふさがれたため、転倒して泥だらけになった。
5年生進級当初のいじめ	③児童Aが、当該児童の身体計測の結果を見た後、「〇〇ちゃん」、「デブ」、「イノシシ」、「豚」などと容姿をからかうようになった。 ④児童Aが、当該児童の肉をつまんだ。 ⑤当該児童は、児童Aと仲の良い児童からも容姿をからかわれた。
令和4年5月11日のいじめ	⑥児童Aは、公園で当該児童の帽子を取り、当該児童が取りに行こうとしたら別の児童に投げ、当該児童を押して転ばせるということを繰り返した。 ⑦児童Aが当該児童の身体を押さえ、児童A、B、Cの3人がかりで当該児童を押して、公園の築山から落とした。 ⑧当該児童が築山から落とされて倒れた際、児童Aは笑って当該児童に帽子を投げた。その後、児童A、B、Cの3人は当該児童を置き去りにして違う遊びをしに行き、当該児童は一人で歩いて帰った。
学校の対応について	⑨当該児童の母から教諭Aに、当該児童が容姿のことをからかわれるという理由で登校を渋るようになったことを相談した際、教諭Aは「自分にどうしてほしいんですか」、「本人の口から言ってもらわないと自分は動けない」と言った。 ⑩当該児童の母が教諭Aに対していじめの相談をしたところ、教諭Aは「言葉で言うのが難しいのであれば、付箋に書いて渡してほしい」と言ったが、後日、教諭Aは当該児童に「現場を見ないと何もできない」と言ったことから、当該児童は「付箋をもらっても先生が現場にいない限り注意もできない」と思った。 ⑪教頭は母に対し「道徳の時間を使って個人名は出さずに容姿のことは言ってはいけないということを促していく」と説明したが、指導をした後も言葉の暴力が続いた。 ⑫教諭Aは、児童Aがいる横で、当該児童に対して「何か心配事はないか」と聞いた。当該児童は、児童Aが横にいたので「ある」と伝えられず「なんともない」と答えた。

学校の対応について	⑬当該児童の母が、公園での出来事や怪我の状況を教諭Aに説明したところ、教諭Aは「自分にどうしてほしいんですか」と言った。当該児童が「転がされて、首を押さえられて、3人で山から押され落ちた」と説明したら、教諭Aは「押し合いでしょ」、「自分にどうしてほしいの」と言った。 当該児童が「児童Aと遊びたくない」「家に来るのも嫌だ」と伝えたところ、教諭Aは「先生と一緒に、児童Aに、もう家に来ないでって言おうね」と言った。 教諭Aは、当該児童の母に対し、当該児童が怪我をした出来事について「これはマナー違反」と言った。 ⑭当該児童の母が、当該児童の怪我の診断書を持って教頭に会いに行き、いじめや暴力がエスカレートしていることなどを伝えたところ、教頭の認識も「マナー違反」というものだった。教頭は「聴き取り調査をする」と言ったが、当該児童に対する聴き取り調査は一度も行われなかった。 ⑮当該児童の母は、公園での出来事について、教頭から「児童Aと児童Bが認めた」、「児童Aの母が謝りに行く」という連絡を受けた。 同日、児童Aの母が謝りに来たが、児童Aの母は重い出来事として受け止めておらず、「当該児童が遊びの中で勝手に転んで落ちたと聞いた」と言い、児童Cも参加していたことも知らなかった。また、それ以前の当該児童への暴力などについて伝えたところ、児童Aの母は「初めて聞いた」と驚いていた。 ⑯当該児童の母が、教頭に「児童Aの母は何も事情を知らなかったが、誰がどのように伝えたのか」を聞いたところ、教頭は、怪我をした事実を伝えたが、背景や怪我の原因は伝えていないと答えた。 ⑰当該児童の母が教頭に対し、5月20日に当該児童が登校する旨を伝えたところ、教頭から「聴き取りが大事」、「聴き取りができてないから加害児童の保護者にも説明できない」という説明があった。しかし20日には、児童A及び児童Bから当該児童へ謝罪が行われたのみで、聴き取り調査は行われず、教諭Aが「この話はこれで終わり」と話を終わらせた。当該児童は落胆し、「この担任がいる限り学校に行かない」と当該児童の母に言った。 ⑱5月23日以降、当該児童は欠席し、5月25日までは当該児童の母から学校に欠席連絡をしていた。学校からの電話は一切なく、プリントが届けられることもなかった。
------------------	--

学校の対応について	①9 5月 27 日に当該児童の祖母が校長に「一度会って話したい」と伝えたところ、学校は態度を変え、その日の夕方に教諭Aと主幹教諭が家庭訪問をした。当該児童の聴き取りをしていないにもかかわらず、主幹教諭は「個々で聴き取り調査はしている」と説明した。教諭Aは「自分の伝え方が悪かった」と言い訳に終始し、当該児童の話はなかった。 ②0 6月 2 日の朝、教頭が当該児童の母に「今から当該児童を迎えに行く」と伝えた。「行けない」と答えても電話がきた。翌日以降、教頭から毎日早朝に電話がかかってくるため、当該児童の母の相談先である■■■■の職員に連絡し、職員から学校に「当該児童も当該児童の母も電話できる精神状態ではない」と伝えてもらった。 ③1 6月 4 日に運動会が終わっているにもかかわらず、6月 10 日に学校から運動会の案内がポストインされた。当該児童の母は、このプリントにより、運動会があることを初めて知った。また、プリントには、児童Aを称賛する内容が書かれていた。 ④2 7月 1 日、当該児童の母の相談先である■■■■での話し合いで、当該児童の母が学校側に「公園での出来事について児童Bの母には伝えたのか」と聞いたら、先生方はわからない様子だった。会議の際に学校側が用意したプリントは、時系列も内容も違い、都合の悪いことは伏せてあるという状態だった。教頭から登校支援の提案として、カウンセラーみたいな人との面談を用意すると言われたが、具体的な話は何もなかった。
教育委員会の対応について	⑤3 当該児童の母親が教育委員会に相談に行き、別の小学校に行きたいという申し出をしたところ、スクールソーシャルワーカーと教育委員会職員が事情を聞いてきた。 事情を話したが、審査があるらしく、教育委員会としては「まずは学校に戻れるようにすることが大事だ」と言っていたが、それでも行けなくて相談した。

6 いじめの認定について

時 期	認定状況
4年生の頃のいじめ	①、②いずれも事実認定ができなかったことから、いじめの認定に至らなかった。
5年生進級当初のいじめ	③児童Aが当該児童に対し「太っている」、「〇〇ちゃん」と言ったことを事実として認定し、いじめとして認定した。 ④児童Aが当該児童の肉をつまんだことを事実として認定し、いじめとして認定した。 ⑤児童Aの他に当該児童の容姿をからかった児童を特定するには至らないが、いじめとして認定した。

令和4年5月 11 日 のいじめ	⑥児童A、B、Cが、当該児童の帽子を投げたことを事実として認定し、いじめとして認定した。 ⑦児童A、B、Cの3人がかりで当該児童を押したことを事実として認定し、いじめとして認定した。 ⑧児童Aが当該児童の帽子を投げた行為は事実として認定し、いじめとして認定した。一方で、当該児童が築山から落とされた後、一人で歩いて帰ったことは、当該児童に孤立感など何らかの心理的負担を与えた可能性があるものの、児童A、B、Cの行為や態度が不明瞭であることから、いじめの認定には至らなかった。
---------------------	--

7 学校の対応の是非について

申立内容①～⑤について、当初、教諭Aは当該児童の保護者から相談を受けていたが、「本人の口から言ってもらえないと自分は動けない」といった返答をするなど、保護者の申立に対して真摯に傾聴することができていなかった。

その後、当該児童との個別面談において、当該児童の「児童Aからの悪口はない」旨の発言について、いじめられている本人がそれを否定する可能性があることを考慮せず、そのままの内容として捉えて教頭に報告し、経過観察を継続する対応としたことにより、それ以降、学校が本件をいじめとして認知することなく、学校のいじめ防止対策委員会を中核とした組織的な対応による事実確認を怠る結果となった。

また、今後の対応について学校全体での話し合いが行われていない状況で、教諭Aは、児童Aに直接指導することはせず、学級全体を対象とした指導（道徳の授業）を行った。さらに、児童Aがいる前で、当該児童に「心配ごとはないか」と聞き、当該児童が「ない」と答えたことをもって、2人の関係が悪くないものと誤認したことなど、当該児童を徹底して守るという視点を欠いていると言わざるを得ない。

これら一連の対応により、当該児童及びその保護者は、教諭Aに対して「相談しても何もしてくれない」という不信感を抱くこととなり、いじめの重大事態の発生につながる原因の一つとなった。

その後、5月11日に申立内容⑥～⑧が発生し、5月13日に学校がこれらをいじめとして認知したことをきっかけに、5年生進級当初の申立内容③～⑤についても遡っていじめとして認知したが、それまでいじめとして認知していなかったため組織的な対応が遅れた。

また、5月13日に教頭が当該児童の保護者と面談したことについて、その内容が教諭Aには正確に伝わっておらず、事実関係の確認について学校組織として矛盾した対応を行った。さらに、児童A、Bの言い分のみを聴取し、当該児童の保護者から聞き取った内容との齟齬を考慮せず、「児童A、Bが事実を認めた」と結論付けてしまった。

加えて、5月20日に当該児童が登校した際、児童A、Bからの謝罪の場を設けたことで、学校が5月11日のいじめが解消に向かっていると誤認し、その後の当該児童に対する登校支援において、当該児童の心情に配慮した適切な対応ができていなかった。

これらのことから、当該児童及びその保護者は、教諭Aのみならず学校組織に対して不信感を抱くこととなり、いじめの重大事態の発生につながる原因の一つとなった。

8 教育委員会の対応について

スクールソーシャルワーカーの関わりとして、当該児童の母及び当該学校からの相談に対する助言内容、また、当該児童の登校支援のために、当該児童の母と当該学校側が面会できる場を設定したことについては、当時の状況として適切であったと言える。

しかしながら、スクールソーシャルワーカーとして、当該児童と一度も会って話をすることができていないことを考慮すると、当該児童宅の家庭訪問を行うことも考えられ、また、前述の会議をもう少し早い時期に開催することができていれば、違った状況となった可能性があると考えられる。

9 いじめの重大事態に至った要因

当該児童並びに保護者への対応については、当該児童の母からの申立内容⑨～⑫に基づき、聴き取り調査を実施した結果の考察を行っている。その中で、当該学校の対応については、当該児童及び保護者への対応として「法」や「国の基本方針」に沿った適切な対応であるとは言い難いものが複数確認されている。

当該学校における「申立内容③、④及び⑤」に係る不適切な対応により、当該児童及び当該児童の母は、教諭A及び当該学校に対する不信感を持つようになっていたところで、「申立内容⑥、⑦及び⑧」が発生した。

その事実について、当該児童の母から連絡があった際、その内容を家庭訪問などにより、当該児童及び関係児童から詳細について把握することが必要であった。さらに、その1週間後に登校した際に当該児童及び関係児童と一緒に謝罪の場を設定し、その事案を解決したものとして指導したことなどは、当該児童の「心の傷」を一層深めることや、担任、学校への不信感を強めることとなった。

こうした当該学校における「申立内容⑥、⑦及び⑧」に係る不適切な対応、また、その後の学校からの登校を促す諸連絡は、当該児童の心情に配慮したかわりではなかったことから、欠席が長期にわたった。結果、当該児童及び当該児童の母は、教諭A及び当該学校に対する不信感をさらに強め、不登校状態となり、その後、学校との関わりを拒絶するようになったものであると思料する。

10 再発防止策の提言

(1) 当該学校が講ずる措置

① いじめを起こさない平素からの対応の徹底

- ア 教育相談体制の充実
- イ いじめに対する毅然とした生徒指導の充実
- ウ 教育相談・生徒指導の在り方に関する実践的研修の実施

② いじめへの一貫した対応の充実

- ア 当該学校いじめ防止基本方針に基づく組織的対応の徹底
- イ 全教職員による「学校いじめ委員会」を中核とした組織的対応の徹底
- ウ 保護者との連絡・連携体制の改善
- エ 不登校傾向にある児童に対する組織的な登校支援の徹底

- ③ 調査・指導等の記録や情報管理の徹底
 - ア 調査・指導等の記録と情報の共有化の徹底
 - イ 情報管理の徹底
- ④ 教職員の基本的な資質・能力の向上
 - ア 状況認識力
 - イ 自らの言動や態度を振り返る力

(2) 教育委員会が講ずる措置

- ① いじめを起こさない平素からの指導助言の徹底
 - ア 「学校いじめ防止基本方針」の検証の促進
 - イ 教育相談や生徒指導の充実に資する取組
 - ウ 校内研修への専門家等の派遣
 - エ いじめの未然防止の取組の充実
 - オ 生徒指導に係る教育委員会職員の資質向上の研修の実施
- ② いじめの解決に資する教育委員会の取組の充実
 - ア 早期からの学校と教育委員会の連携の促進
 - イ 外部専門家等の積極的派遣
 - ウ 学校いじめ対策組織を中核とした組織的対応の徹底
 - エ いじめ対応に係るチェックリストの作成
- ③ 当該学校が講ずる措置に係る各学校への指導助言
 - ア 当該学校いじめ防止基本方針に基づく組織的対応の徹底
 - イ 当該学校いじめ委員会を中核とした組織的対応の徹底
 - ウ 保護者との連絡・連携の改善
 - エ 不登校傾向にある児童に対する組織的な登校支援の徹底
 - オ 調査・指導等の記録と情報の共有化の徹底
 - カ 情報管理の徹底
- ④ 生徒指導に係る管理職の資質向上を図るための研修の実施
- ⑤ 提言に係る検証の取組

(学校教育支援室教育支援課)